

法務省民商第2271号

平成23年9月26日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第89号。以下「改正法」という。）、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第286号。以下「改正政令」という。）及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成23年内閣府・農林水産省令第6号。以下「改正省令」という。）が本月26日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお、本通知中、「信用事業再編強化法」とあるのは改正法による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号）を、「信用事業再編強化法施行令」とあるのは改正政令による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成9年政令第8号）を、「信用事業再編強化法施行規則」とあるのは改正省令による改正後の農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成9年大蔵省・農林水産省令第1号）を、「優先出資法」とあるのは

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）を、「優先出資法施行令」とあるのは協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成5年政令第398号）をいいます。

記

1 改正法の目的

改正法は、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する特別の措置を講じ、特定農水産業協同組合等の信用事業の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期することを目的として、制定されたものである。

2 定義

本通知において、次の(1)から(3)までに掲げる用語の意義は、当該(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 東日本大震災 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

(2) 震災特例組合等 信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災により相当程度悪化したことその他の東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として事業を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった信用事業再編強化法第2条に規定する特定農水産業協同組合等のうち、東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。

(3) 指定支援法人 信用事業再編強化法第32条第2項に規定する指定支援法人をいう。

3 震災特例組合等に係る特定優先出資の発行

(1) 震災特例組合等に係る特定優先出資の取得の申込み

ア 信用事業強化計画の提出の求め

指定支援法人は、農林中央金庫から震災特例組合等が発行する優先出資の引受けに係る信用事業再編強化法第33条の要請を受けた場合において、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）に対し当該引受けに係る優先出資（以下「特定優先出資」という。）

の取得に係る申込みをしようとするときは、農林中央金庫を通じて、当該要請に係る震災特例組合等に対し、法定の事項を記載した信用事業強化計画（震災特例組合等の信用事業（特定農水産業協同組合等が行う信用事業再編強化法第2条第3項各号に掲げる事業をいう。）の強化のための計画をいう。以下同じ。）の提出を求めなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第3条第1項）。

イ 特定優先出資の取得に係る主務大臣の決定の求め

機構は、指定支援法人から平成29年3月31日までに震災特例組合等に係る特定優先出資の取得の申込みを受けたときは、主務大臣に対し、指定支援法人と連名で、当該申込みに係る特定優先出資の取得を行うかどうかの決定を求めなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第3条第2項）。

(2) 信用事業強化計画等の主務大臣への提出

ア 信用事業強化計画の提出

指定支援法人が(1)イの申込みをする場合には、当該申込みに係る特定優先出資に係る震災特例組合等は、信用事業再編強化法施行規則附則第3条で定めるところにより、機構を通じて、当該震災特例組合等が(1)アにより提出した信用事業強化計画を主務大臣に提出しなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第4条第1項）。

イ 信用事業強化指導計画の提出

指定支援法人が(1)イの申込みをする場合には、農林中央金庫は、信用事業再編強化法施行規則附則第4条で定めるところにより、機構を通じて、法定の事項を記載した信用事業強化指導計画（震災特例組合等の信用事業強化計画の実施についての指導に関する計画をいう。）を主務大臣に提出しなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第4条第2項）。

(3) 主務大臣による震災特例組合等に係る特定優先出資の取得の決定

主務大臣は、(2)ア及びイにより信用事業強化計画及び信用事業強化指導計画の提出を受けたときは、信用事業強化計画の内容が適切なものであり、円滑かつ確実に実施されると見込まれること、信用事業強化指導計画の実施が信用事業強化計画の実施に資するものであること等、法定の要件の全てに該当する場合に限り、(1)イの申込みに係る特定優先出資の取得

を行うべき旨の決定をするものとする」とされた（信用事業再編強化法附則第5条第1項）。

4 震災特例組合等に係る特定優先出資の発行に関する特例

(1) 特定優先出資の発行に係る定款の変更の議決に関する特例

ア 仮議決

震災特例組合等が3(1)アの要請に係る優先出資を発行する場合における農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第46条第1号又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第50条第1号（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係る総会又は総代会（以下「総会等」という。）の議決は、農業協同組合法第46条（同法第48条第7項において準用する場合を含む。）及び水産業協同組合法第50条（同法第52条第6項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、出席した組合員若しくは会員又は総代（以下「組合員等」という。）の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、仮にすることができる」とされた（信用事業再編強化法附則第12条第1項）。

イ 再度の総会等の招集

アにより仮にした議決（以下「仮議決」という。）があった場合においては、各組合員に対し、当該仮議決の趣旨を通知し、当該仮議決の日から1月以内に再度の総会等を招集しなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第12条第2項）。

ウ みなし議決

イの総会等においてアに定める多数をもって仮議決を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮議決をした事項に係る議決があったものとみなすとされた（信用事業再編強化法附則第12条第3項）。

(2) 優先出資法の特例

優先出資の発行の限度を定める優先出資法第4条第2項の規定の適用については、機構が2(3)の決定に伴い特定優先出資の取得を行う場合にお

いて震災特例組合等が発行する当該取得に係る優先出資は、ないものとみなすとされた（信用事業再編強化法附則第5条第4項）。

(3) 特定優先出資となる優先出資の発行による変更の登記の手続に関する特例

ア 特定優先出資となる優先出資である旨の登記

(2)の優先出資の発行による変更の登記においては、その旨をも登記しなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第5条第5項）。

この場合の登記の記録は、別紙記録例によるものとする。

イ 特定優先出資となる優先出資の発行による変更の登記の申請書の添付書面

(2)の優先出資の発行による変更の登記の申請書には、優先出資法施行令第14条各号に掲げる書面のほか、信用事業再編強化法附則第5条第4項に規定する優先出資の発行であることを証する書面を添付しなければならないとされた（信用事業再編強化法施行令附則第4条において読み替えて適用される優先出資法施行令第14条）。この書面には、特定優先出資の申込み及び引受けを証する書面に主務大臣が信用事業再編強化法附則第5条第1項に規定する決定に従ったものである旨の認証をしたものが該当する。

なお、特定優先出資の発行に際して、(1)アの仮議決及び同ウのみなし議決により優先出資の総口数の最高限度（優先出資法第5条第1項第1号、第45条第1項第1号）の設定又は変更に係る定款の変更をした場合における当該優先出資の総口数の最高限度の設定又は変更の登記の申請書には、仮議決及びみなし議決に係る総会等の議事録を添付しなければならない（優先出資法施行令第12条第1項）。

5 震災特例組合等の合併の認可

(1) 主務大臣による合併の認可

3(3)の決定を受けて機構が取得した特定優先出資に係る震災特例組合等（(1)の認可を受けた場合における信用事業再編強化法附則第11条第2項第1号に規定する承継組合等を含む。）であって機構が現に保有する特定優先出資に係る発行者であるもの（以下「特別対象組合等」という。）は、合併を行おうとするときは、信用事業再編強化法施行規則附則第14

条で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならないとされた（信用事業再編強化法附則第11条第1項）。

(2) 合併の効力

特別対象組合等の合併は、行政庁の認可及び(1)の主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされた（信用事業再編強化法附則第11条第6項において読み替えて適用される農業協同組合法第65条第2項及び水産業協同組合法第69条第2項（同法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。））。

(3) 特定対象組合等の合併の登記の添付書面

特定対象組合等の合併の登記の申請書には、行政庁の認可書又はその認証がある謄本のほか、(1)の主務大臣の認可書又はその認証がある謄本をも添付しなければならない（農業協同組合法第91条の3及び水産業協同組合法第120条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第19条）。

6 特別対象組合等の自己特定優先出資の消却に関する特例

(1) 資本準備金に関する特例

特別対象組合等は、特定優先出資に係る優先出資の消却を行うため、優先出資法第42条第4項の規定にかかわらず、信用事業再編強化法施行規則附則第18条で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、消却に必要な額に限り、資本準備金の額を減少して、剰余金の額を増加することができることとされた（信用事業再編強化法附則第13条）。

(2) 自己特定優先出資の消却に関する特例

ア 資本金の額の減少の特例

特別対象組合等は、(1)による資本準備金の額の減少及び剰余金の額の増加を行った場合又は資本準備金を計上していない場合には、優先出資法第44条第3項の規定にかかわらず、特定優先出資に係る優先出資の消却を行うため、資本金の額を減少して、剰余金の額を増加することができることとされた（信用事業再編強化法附則第14条第1項）。

イ 自己特定優先出資の消却の特例

特別対象組合等に係る特定優先出資に係る優先出資については、優先出資法第15条第1項の規定により行う消却のほか、次に掲げる場合には、総会等の議決によって消却を行うことができるとされた（信

用事業再編強化法附則第14条第2項)。

なお、この場合における総会等の議決は、特定農水産業協同組合等の定款の変更の議決の例によるとされた(信用事業再編強化法附則第14条第4項)。

(ア) アにより増加した剰余金の額をもって自己の特定優先出資に係る優先出資を取得して消却を行う場合

(イ) 新たに発行する優先出資の払込金をもって自己の特定優先出資に係る優先出資を取得して消却を行う場合

また、これらの消却を行う場合には、消却後の普通出資の総額と優先出資の額面金額に消却後の発行済優先出資の総口数を乗じて得た額の合計額は、資本金の額を超えてはならないとされた(信用事業再編強化法附則第14条第3項)。

(3) 自己特定優先出資の消却による変更の登記の手続

(2)イの自己特定優先出資の消却による変更の登記についても、優先出資法施行令第15条の規定が適用されるため、当該登記の申請書には、総会等の議事録(優先出資法施行令第12条第1項)のほか、次に掲げる区分に応じ、当該区分に掲げる書面を添付しなければならない(優先出資法施行令第15条第1項、第2項)。

ア (2)イ(ア)の自己の特定優先出資の消却の場合

(ア) 剰余金の存在を証する書面

(イ) 特定優先出資に係る優先出資証券を発行する旨を定款で定めた特別対象組合等にあつては、優先出資証券提供公告をしたことを証する書面又は当該特定優先出資の全部について優先出資証券を発行していないことを証する書面

イ (2)イ(イ)の自己の特定優先出資の消却の場合

(ア) 優先出資の増加によって得た払込金を証する書面

(イ) ア(イ)に掲げる書面

7 主務大臣

震災特例組合等に係る特定優先出資の発行の特例、特別対象組合等の合併の認可及び自己特定優先出資の消却に関する特例における主務大臣は、農林水産大臣及び内閣総理大臣である(信用事業再編強化法第43条第1項)。

(別紙記録例)

○ 信用事業再編強化法附則第5条第1項の決定による特定優先出資の登記

優先出資の総口数の最高限度並びに種類及び種類ごとの口数	100万口 平成〇〇年〇〇月〇〇日設定 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
発行済優先出資の総口数並びに種類及び種類ごとの口数	発行済優先出資の総口数 10万口 ①優先出資 4万口 ②農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成8年法律第118号)附則第5条第4項の適用を受ける優先出資 6万口 平成〇〇年〇〇月〇〇日設定 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
優先出資発行後の資本金の額から普通出資の総額を控除して得た額	金6億円 平成〇〇年〇〇月〇〇日設定 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記